難病サポート familia やまぐち 会則

2019年2月1日 施行 2021年10月1日 改定

第1条(名称)

本会の名称は「難病サポート familia やまぐち」と称する。

第2条(事務所)

本会の事務所は代表宅に置く。

第3条(目的)

本会は、会員の生活における不安を無くして充実したものとなる様、難治性疾患を持つ者を中心に、その家族、支援者、医療関係者を含む専門職従事者と共に、親睦および研修活動を行うことを目的とする。

第4条(活動)

- 1.難病カフェ(交流会)の開催
- 2.目的に沿った学習活動や研修
- 3.患者団体間の情報交換
- 4.行政、企業、一般市民、専門職者、社会への啓発および提言
- 5.企業や他団体との協働による活動
- 6.その他、目的を達成するために必要な活動

第5条(会員)

本会の会員は、次の者とする。

- 1.難治性疾患を持つ者とその家族
- 2.難治性疾患に関する仕事に従事している者
- 3.難治性疾患を持つ者に対する社会への啓発活動ができる者
- 4.その他役員3名以上の決議により、入会を認められた者

第6条(会費)

会費は、総会において別に定める。

第7条(役員)

本会に次の役員を置く。

会長(代表)1名、副会長1名、会計監査役1名、事務局1名

第8条(役員の任期)

役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条(会議)

本会の会議は総会、役員会とする。ただし、必要な場合は臨時会議を招集できるものとする。

第10条(経費等)

本会の経費は、会費・助成金・寄附金その他の収入をもってあてる。

第11条(会費)

会費は、総会において別に定める。

第12条(事業年度)

本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第13条(会員の遵守事項)

本会の活動を通じて知り得た個人の情報は、他に漏らしてはならない。

第14条(活動の制限)

政治的・宗教的信条に関する活動および営利目的の活動を行わないものとする。

第15条(個人情報の保護)

個人情報保護法による本会で扱う個人情報は会運営のみで使用する。

第16条(その他)

会則の施行にあたり、必要事項の変更および追加等は会議で協議の上決定する。

第17条(設立)

本会の設立年月日は2019年2月1日とする。

附則

この会則は、2019年2月1日から施行する。 2021年10月1日 改定